

## 令和5年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、令和5年8月から令和6年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

### ●33ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,746円	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 11,300円以下	11,300円超 16,210円以下	《上限額》 16,210円
給付率 (額)	《下限額》 2,196円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,294円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,746円	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 12,580円以下	12,580円超 16,980円以下	《上限額》 16,980円
給付率 (額)	《下限額》 2,196円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,490円

※上の金額は令和5年8月から令和6年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

### ●34ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は486,300円、下限は82,380円。雇用継続給付の支給限度額は、370,452円から賃金を引いた額。計算された支給額が2,196円以下の場合には支給されない。（これらは令和6年7月までの額。毎年8月に改定）